

社会福祉法人三神会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三神会（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員等とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を規定する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1（常勤役員等の報酬）に定める額
- (2) 賞与については、職員給与規定第23条の規定に準ずる額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第10条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2（非常勤役員等の報酬）に定める額
- (2) 旅費については、会議に出席又は職務の為出勤（出張）したときは、旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は次の各号による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、職員給与規程を準用する
- (2) 非常勤役員等に対する報酬並びに旅費については、会議に出席又は職務の為出勤（出張）の都度、支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任または解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総

日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 次の諸規定等は、平成29年3月31日付けで廃止する。

① 社会福祉法人三神会役員および評議員の報酬等に関する規程（平成23年11月30日施行）

② 役員・評議員の費用弁償に関する規程

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 500,000円

別表2（非常勤役員等報酬）

(1) 評議員、選任・解任委員

用務	日額
評議員会等会議出席	12,000円
法人及び施設業務の為の出勤	12,000円

(2) 理事

用務	日額
評議員会等会議出席	12,000円
法人及び施設業務の為の出勤	12,000円

2) 監事

用務	日額
評議員会等会議出席	12,000円
法人及び施設業務の為の出勤	12,000円

